

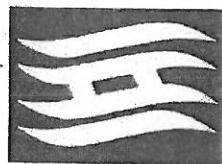
兵庫県公報

平成28年10月18日 火曜日 第 2842 号

発 行 人
兵 庫 県

神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 平成28年度若人の賞受賞者（青少年課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	11

告 示

兵庫県告示第886号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあつた次の医療機関を救急病院と認定した。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1	名 称	社会医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院
	所 在 地	神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号
	認 定 年 月 日	平成28年9月1日
	認定の有効期限	平成31年8月31日
2	名 称	高橋病院
	所 在 地	神戸市須磨区大池町5丁目18番1号
	認 定 年 月 日	平成28年10月1日
	認定の有効期限	平成31年9月30日
3	名 称	医療法人回生会 宝塚病院
	所 在 地	宝塚市野上2丁目1番2号
	認 定 年 月 日	平成28年8月22日
	認定の有効期限	平成31年8月21日
4	名 称	医療法人松藤会 入江病院
	所 在 地	姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地
	認 定 年 月 日	平成28年10月10日
	認定の有効期限	平成31年10月9日

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
上物部	洲本市		上物部 上物部二丁目	年喰	870番の一部 402番1の一部、402番5の一部、402番9の一部

公 告

平成28年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）第4条の規定により、平成28年9月24日に次の者を表彰した。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 (1) 氏名 赤木友香

(2) 住所 たつの市

(3) 功績内容

子どもの冒険ひろば「プレーパーク赤とんぼ」のリーダーとして子どもたちを温かく見守るとともに後進の育成に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。

2 (1) 氏名 飯田和広

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

神戸学院大学ボランティア活動支援室のリーダーとして他大学とのネットワークを構築し献血活動を推進するなど福祉の向上に尽くした。

3 (1) 氏名 野々村聰

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

県立こどもの館の登録ボランティアとして遊びの中にものづくりを取り入れた多彩な創作活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。

4 (1) 氏名 中村愛子

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

特定非営利活動法人生涯学習サポート兵庫の野外活動リーダーとして常に子どもに寄り添い多彩な体験活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。

5 (1) 氏名 藤井信宏

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

公益財団法人日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古川IV (116020090)	三木市吉川町古川（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

富岡川右三II（216020006）の項中別図158を改める。

（この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎

## (3) 提出期限

平成28年11月9日まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
富岡A II (116020001)	三木市吉川町富岡（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
富岡B II (116020002)	三木市吉川町富岡（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
新田 II (116020003)	三木市吉川町新田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
富岡C II (116020004)	三木市吉川町富岡（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富岡D II (116020005)	三木市吉川町富岡（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
福井 II (116020006)	三木市吉川町富岡（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
畠枝 II (116020007)	三木市吉川町畠枝（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上荒川A II (116020008)	三木市吉川町上荒川（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上荒川D II (116020009)	三木市吉川町上荒川（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上荒川E II (116020010)	三木市吉川町上荒川（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
古川A II (116020011)	三木市吉川町古川（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
古川B II (116020012)	三木市吉川町古川（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
古川C II (116020013)	三木市吉川町古川（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上中II (116020014)	三木市吉川町上中（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
古川D II (116020015)	三木市吉川町古川（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

古川E II (116020016)	三木市吉川町古川(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
実楽B II (116020017)	三木市吉川町実楽(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
実楽A II (116020018)	三木市吉川町実楽(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
古市II (116020019)	三木市吉川町古市(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
古川III (116020021)	三木市吉川町古川(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古川IV (116020090)	三木市吉川町古川(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
北谷川右一II (216020004)	三木市吉川町古市(別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
富岡川右一II (216020005)	三木市吉川町富岡(別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
富岡川右三II (216020006)	三木市吉川町富岡(別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
富岡川左一II (216020008)	三木市吉川町新田(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課

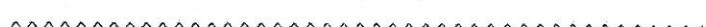
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地